

松本地域健康産業推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、松本地域健康産業推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、松本市の掲げる「健康寿命延伸都市構想」（以下「同構想」という。）を推進するために必要な事業を行い、もって、同構想を持続可能なカタチで推進するための新しい需要を創造し、新しい産業を創出することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 同構想推進のために必要な調査及び研究
- (2) 同構想推進のために必要な情報発信及び社会に向けた啓発活動
- (3) その他前条の目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、第2条に掲げる目的に賛同する機関及び団体の代表者で構成する。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 会長顧問 若干名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 監 事 2人

2 会長は、松本市長をもって充てる。

3 会長顧問、副会長及び監事は、会員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総括する。

2 会長顧問は、会長を科学技術分野及び先端技術分野において補佐する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長の協議により、うち1人がその職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 会議には、分科会及び作業部会を設けることができることとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、事務局を松本市商工観光部健康産業・企業立地課に設置する。

(経費)

第9条 協議会の運営に伴う経費は、松本市からの負担金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算編成、現金出納その他財務に関し必要な事項は、松本市の例による。

(解散の場合の措置)

第11条 協議会が解散する場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 本規約は、平成23年7月22日から施行する。
- 2 平成23年度の会計年度は、規約第10条の規定にかかわらず協議会設立の日から平成24年3月31日までとする。